

（PR特集）
県民の頼れる存在として活動を
五七年前の今日、行政書士法が制定されました。以来、行政書士の皆様は、行政のバイト役として活躍されてきました。長年にわたるご尽力に感謝します。

兵庫県知事
井戸 敏三



県民の頼れる存在として活動を
五七年前の今日、行政書士法が制定されました。以来、行政書士の皆様は、行政のバイト役として活躍されてきました。長年にわたるご尽力に感謝します。
近年、グローバル化や情報通信技術の進展などにより、活動の範囲が広がる一方、暮らしを豊かにする事が増加しています。安全安心な社会を

実現するには、制度を適切に運用する
ことのもと、トラブル初期段階で解決していくことが大切です。そうした中、行政手続きなどの豊富な経験と専門的な知識を有する行政書士への期待が大きくなっています。

兵庫県行政書士会は、今年中のADRセンター(兵庫)開設をめざして準備を進めています。このたび行政書士法が改正され、許認可などにかかる聴聞・弁明の代理権が明記されました。また昨年には、法律的な紛争の簡易、迅速、安価な解決をめざし、「裁判外紛争解決(ADR)制度」が始まり、法務大臣の認証を受けた者が和解の仲介業務が行えるようになります。

組織の規模、特徴は、兵庫県行政書士会の会員数は、約千六百四十四人。全国で公審の規模を誇り、県内に十支部あります。灘内から日本海側まで多様な地域性があり、取り扱う業務も多種多様。外国人が多く、入国管理や在留許可関連の業務が多いのも特徴です。

「会員には得意分野があるので、特別な研修を受けています」
申請のエキスパートになつた

責任さらにも重く職業倫理磨いて

あなたの街の法律家

2月22日 きょうは行政書士記念日です

行政書士は、行政手続の専門家。役所に出す書類の代理作成や申請を行うプロだが、相談だけでも気軽に応じてくれる。都市部だけでなく、小さな町にも必ずいることから、「まちの法律家」とも呼ばれ、頼りになる存在だ。

取り扱い業務は、建設業や各種店舗の営業許認可・法人設立・外国人の在留申請や帰化手続き、著作権の登録・土地利用登記・自動車の登録や車庫証明、クリンクオフ、交通事故の保険請求など、最近な書類作成や手続きも専門的だ。トラブルの予防でも活躍している。もひとつが

兵庫県行政書士会は、電話や面談による無料相談を行っているので、困ったときや、誰に聞けばいいかわからないときは、ぜひ利用した

い。

ちなみに本年度(2008年1月末現在)の相談内容は、遺言など相続

がかかることが多い」とあります。

行政書士が裁判外紛争解決手続き(ADR)にかかることができるよう、法律も制定された。

前回に解決できることもあ

る。裁判外紛争解決手続き(ADR)にかかる権利義務も多い(ラフ参考)。

「困ったことがあります、身近にいる行政書士に気軽に相談して」と話す県行政書士会の東本国弘会長=神戸市中央区、県行政書士会事務局

行政書士



兵庫県行政書士会 東本国弘会長に聞く

「行政書士法が一部改正されました。「長年の働きかけにより、官公署に提出する書類に関する各種申請ができる便利なシステム」電子申請システムへの取り組みは、「官公署の窓口に行かなくて、自宅や職場のパソコンから各種申請ができる便利なシステム」電子申請システムへの取り組みは、「官公署の窓口に行かなくて、条件付きですが、聴聞・弁明の代理権が明文化されました。簡単に言うと、顧客の言い分を代理で官公署に伝えることができるので、今まで以上に県民のみなさんの力になれると思います」

「同時に責任も重くなりました。県民の権利を守り、信頼される法律の専門家として、法令順守はもちろん、会員一人ひとりが研さんし努めていかねばなりません。コンプライアンス推進に向けた組織作りをし、職業倫理を高め取り組みにも力を入れてい

行政手続き申請 幅広い守備範囲

遺言・相続や起業、交通事故、国際結婚、介護など、生活に関するあらゆる事柄を、法律面からサポートしてくれる専門家・行政書士。その存在と仕事内容を広く知ってもらおうと、日本行政書士会連合会は、今年から2月22日を「行政書士記念日」に定めた。1951(昭和26)年、行政書士法が誕生した日に由来する。行政と県民の懸け橋役となるその仕事について紹介しよう。



3月15日に市民講座「相続対策」テーマに

市民講座「困らないための相続対策」(兵庫県行政書士会主催)が、3月15日午後2時から、神戸市産業振興センター(神戸・ハーバーランド)で開かれる。講師は、神戸公証人の石原周一さんと、税理士で行政書士の門田安正さん。定員90人(先着順)。参加無料。

兵庫県行政書士会市民相談センター無料相談

概要 相続・土地・国籍・契約・交通事故・許認可・その他の悩みや疑問に行政書士が答える
受付専用電話 078-361-1399
相談方法 電話または面談
相談日・内容 □毎月第2火曜日=交通事故の保険金請求手続き
□毎月第4火曜日=入管手続き・帰化申請など外国人関係
*相続・契約、その他全般は共通。時間はいずれも午後1~4時
場所 兵庫県行政書士会事務局
神戸市中央区栄町通5の2の16、イトーヨーカドー栄町通ビル

面接相談、市民講座の申し込み・問い合わせは、同会事務局 078-371-6361、ファックス 078-371-4715。詳細は、<http://www.hiyogokai.or.jp/>

市民相談センター相談内容

(2007年4月~08年1月)

